

事 務 連 絡  
平成 28 年 4 月 12 日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）

標記の件について、「中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度」に係る平成 28 年 4 月 1 日時点における利率等を別添のとおりお知らせいたしますので、事業者への指導等に当たっての参考として下さい。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

消防庁 予防課

担当：大坊

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

◎ 中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度（平成28年度）

金融機関名	株式会社日本政策金融公庫		独立行政法人福祉医療機構	沖縄振興開発金融公庫
	中小企業事業	国民生活事業		
貸付区分	地域活性化・雇用促進資金 社会環境対応施設整備資金	生活衛生資金貸付 ・一般貸付 ・振興事業貸付 ・特例貸付(環境対策関連貸付(防災・環境対策資金))	福祉貸付 医療貸付	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。 (一部制度の名称が異なる場合がある)
融資対象者	特定事業(※1)を営む中小企業者(※2)であって一定基準(※3)を満たすもの	一般貸付 振興事業貸付 特例貸付 } 生活衛生関係営業者(※4)	福祉貸付:社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人等 医療貸付:病院、診療所等を開設する医療法人等	沖縄において事業を行うものであって、融資対象者等は、株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。 (一部制度の名称が異なる場合がある)
限度額	～7億2千万円	一般貸付:～4億円(※5) 振興事業貸付:～7億2千万円(※6) 特例貸付:一般貸付又は振興事業貸付の運転資金と設備資金それぞれの限度額に、上乗せ3千万円	福祉貸付:(基準事業費-法的・制度的補助金)×90% 医療貸付 ・病院・介護老人保健施設: ～7億2千万円 ・診療所:～5億円(※7)	
利率	信用リスク・融資期間等に応じた所定の利率	年0.05～2.50% (融資要件、返済期間、担保の有無等により異なる利率が適用される)	年0.20～1.20%(固定金利) 年0.20～0.80%(10年見直し金利) (※8)	・株式会社日本政策金融公庫並びの貸付け年0.40%～ (融資要件、返済期間等により上記の利率は異なる) ・独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)並びの貸付け 年0.20～1.10%(固定金利) 年0.20～0.50(10年見直し金利)
期間	20年以内(据置2年以内)	一般貸付:13年以内(据置1年以内) 振興事業貸付:20年以内(据置2年以内) 特例貸付:20年以内(据置2年以内)	30年以内(据置3年以内) (融資対象施設、貸付金額等により、償還期間又は据置期間は異なる)	株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。

(注)

- ※1 特定事業:農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象のもの等以外の業種
- ※2 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。
- ※3 地域活性化・雇用対策資金については、特定の地域において、3名以上(特定の要件を満たす場合は1又は2名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備」投資を行う方  
社会環境対応施設整備資金については、自ら策定したBCP(緊急時企業存続計画または事業継続計画)に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方
- ※4 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者
- ※5 業種限度額:旅館業…4億円、一般公衆浴場業…3億円、興行場営業及びサウナ営業…2億円、クリーニング業…1億2千万円、その他…7千2百万円
- ※6 業種限度額:旅館業及び興行場営業…7億2千万円、クリーニング業…3億円、その他…1億5千万円
- ※7 業種限度額:医療従事者養成施設…5億円、助産所…1億円
- ※8 保証人不要制度を適用する場合は、利率を0.05～0.15%上乗せ

※利率は、平成28年4月1日現在のものであり、詳しくは、各金融機関へお問い合わせ下さい。